

平成27年度第1回岡山県環境審議会大気部会 議事概要

1 日時

平成27年10月14日（水） 14:00～16:00

2 場所

サン・ピーチOKAYAMA 3階 メロンホール
(所在地：岡山市北区駅前町2丁目3-31)

3 出席者

- ・ 委員 5名
- ・ 事務局等 7名

4 議事概要

(1) 諮問事項

諮問事項（①騒音規制法に基づく規制地域の指定について、②振動規制法に基づく規制地域の指定について、③環境基本法に基づく環境基準の類型を当てはめる地域の指定について）について事務局から説明し、指定に係る案について質疑応答を行った。

審議の結果、大気部会としては「原案を適当と認める」と決議した。

(2) 意見聴取事項

意見聴取事項（岡山県における大気汚染物質の測定体制について）について事務局から説明し、各委員に意見を伺った。

審議の結果、大気部会としては「原案を適当と認める」との意見であった。

5 質疑等（○：委員、●事務局）

(1) 諮問事項

○ 自動車騒音の区域分けについて、a区域（専ら住居の用に供される区域）とb区域（主として住居の用に供される区域）の分け方の基準は明確に定まったものがあるのか。

● スライドの5ページの表のとおり、用途地域との対応を記載しているが、a区域は住居専用地域、b区域は住居地域に相当する。

用途地域の考え方については、(配布資料の) あらましの12ページに記載している。

新庄グリーンクレストと浜中団地については、専用的に住居として用いられている地域であり、a区域に相当すると考えている。

○ 騒音規制法に基づく工場・事業場の規制の区域分けは第1種から第4種区域に分かれているのに対し、振動規制法は第1種と第2種区域にしか分かれていないが、この違いは何か。

● 騒音の方が、人がより敏感に感じ取ることができるため、細分化されており、振動は騒音ほど敏感に感じ取ることができないためと思われる。

この分け方は法律に基づくものであり、全国一律である。

- 騒音に係る工場・事業場の規制のうち、第1種区域に相当する住居専用地域に工場は立地できないと思うが、なぜこのような地域にも工場規制があるのか。それとも、金属加工を行う工場が建設できるのか。
- 都市計画法上は金属加工を行う工場は建設できないと思われる。
しかし、特定施設のうち、空気圧縮機、送風機は空調設備等に組み込まれており、住居専用地域にも立地可能な店舗等が該当する場合がある。

- もともと里庄町が指定を受けていなかったのはなぜか。
- 指定の契機であるが、規制事務の執行は里庄町が行うため、執行体制が整っているということが前提にあるため、定期的に各町村に対して指定の意向調査を実施している。
今回は、その意向調査において、里庄町から指定の意向が示されたものである。
- これまで指定していなかった地域であるため、既存の工場に支障が起きるのではないか。
- 法の基準が適用されるため、騒音・振動のレベルが大きい工場であれば、改造等の措置が必要となる。
- 実際にうるさいという住民からの訴えがあるのではないか。
- 苦情が町に寄せられることもある。
- 里庄町の周りは、これらの基準が適用されているのか。
- 隣接する笠岡市、浅口市は全域に規制基準が適用されている。

- 規制地域を指定するメリットとデメリットは。
- 住民の方にとっては望ましいことだと思う。
また、企業にとっても、守るべき基準が定められた方が目標を設定できるという側面もあると思われる。
- 里庄町が実際に測定して、その結果に基づいて指定の意向を示したのか。
- 指定後は町が法に基づき測定を行うこととなるが、現在は未指定であるため、町は測定を行っていない。

- 里庄町の方に御意見を伺いたい。これまで指定を受けていなかった中で、苦情等が出た場合にどういった対応をしていたのか。
- 住民からの苦情等に対しては、騒音規制法等に基づく対応はできていなかったため、企業に対しては苦情があったことを知らせるとともに、気を付けるようお願いしていた。
指定を受ければ法に基づく対応ができるため、今回、指定していただきたいと考えたものである。

(2) 意見聴取事項

- 備前市の三石局の選定理由には、玉野市のように人口のことは考えないのか。三石よりも伊部や東片上の方が、人口が多いのではないか。
- 単に人口だけではなく、エリアの広がりや踏まえて選定している。
- 人が住んでいないところに設置するのは、意味がないと言えるのではないか。三石に人が住んでいないとは言わないが。
伊部は自排局であるので、PM2.5がどこから出ているのかわからないということもあると思うが、そんなに値は変わらないのではないか。
- 三石局については、エリアの広がりを中心に考えている。
宇野局を見ると、人口集積地という点もあるが、倉敷市の児島局、岡山市の江並局との距離も勘案し、エリアの広がりや踏まえて選定している。

- 笠岡市と備前市の2局が廃止されることについてであるが、県が測定を廃止すると、市が代わりに測定することになるのか。それとも、全く測定しなくなるのか。
- 市が代わりに測定する予定はない。

- 県下の測定局の配置を見ると、例えば瀬戸内市内には測定局が一つもない。風向きによっては（大気の汚染を）感じることもあるが、今後は測定局を開局する予定はないのか。各市町村に一つはあってもいいと思う。
- 測定局の配置については、過去の経緯として大規模な発生源を中心に設置を進めてきた。
高梁市、吉備中央町、美作市も、かつては測定局がない時期が長い間続いたが、中国の越境汚染等の影響で、10年ほど前から光化学オキシダントの影響が県下全域に広がっているということがわかり、大幅な再配置を実施し、移設等により空白であった市町村の一部に測定局を新設している。
再配置の検討の中でも、瀬戸内市には測定局が設置されていないということで、最も近い岡山市の五明局の値と風向きを見て、オキシダント情報等を発令するという体制を整えている。
- オキシダント情報等のメール配信サービスに登録しており、メールが届いていたために測定局があるものだと思っていた。
今の説明で、徐々に測定体制が整っていることは理解できた。
- 一つ付け加えると、測定項目の追加は既設の測定局に測定機を設置するだけで可能であるが、測定局を新設するとなると、局舎、データの転送装置なども必要になり、少しハードルが高くなる。
全く新設しないということではないが、機会を捉えて適切な時期に検討したいと考えている。

- 来年度以降、10局に向けて順次増設する計画であるが、PM2.5の増設に関しては近年の動向からすると予算措置は可能なのか。

- 今回御審議いただいている内容は決定事項ではない。平成28年度の方針についても、予算措置が決定しているものではなく、審議結果を踏まえ、予算の獲得を目指していく。
- 今回の三石局、宇野局の追加設置も未定ということか。
- そうである。予算措置できた場合の方針ということである。

- 測定していない地域については、市町村が測定するよう協力を求めるなど、県と市町村の連携を図ることはできないのか。
- 基本的には、常時監視は大気汚染防止法に基づく義務であり、県、岡山市及び倉敷市が責務を負っている。
市町村が独自の施策として測定することはあり得るが、法に基づき県が実施すべきと考えている。

- PM2.5の測定を県中部に2地点追加する計画とした理由は。
- 理由の一つには、PM2.5の注意喚起を行っていることが挙げられる。
これは、PM2.5の測定結果に基づき、日平均値が高くなると予想される場合に県下全域に注意を促すものであるが、県内の状況を幅広く確認する必要があるため、測定地点のバランスを考慮すると、空白のエリアが広がっている県中部に設置したいと考えている。

- 光化学オキシダントの環境基準は未だに達成率が低い、注意報の発令回数が増減傾向はどのような状況か。
- 年ごとの気象条件に大きく左右されるものであるが、昨年度は不順な天候により発令が少なく、今年度は7月下旬から8月上旬にかけて猛暑日が続いたこともあり比較的発令は多いという結果となった。
オキシダント濃度は、近年は横ばいかやや上昇傾向にあるが、極めて高濃度になる現象は減少している。